

ティーミーティング実施要領

1 目的

この要領は、千葉市におけるティーミーティング（以下「ミーティング」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施内容

市長室等で、市長が参加団体の活動内容等について意見交換を行う。

3 実施回数

年間15回程度行う。

4 実施時間

開庁日の50分間とする。

5 参加対象

市内在住または在勤、在学の方で構成され、市内で定期的活動を行っている団体とし、参加人数は5人以上9人以下とする。ただし、以下に該当する者または団体を除く。

- (1) 市職員
- (2) 市議会議員
- (3) 過去にミーティング（旧・ランチ・ミーティングを含む）に参加した者または団体（ただし、待機している団体が無い場合はこの限りではない。）
- (4) 政治的または宗教的な団体
- (5) 市と係争中の者または団体
- (6) その他、ミーティングの趣旨に照らし適当でないと認められる団体

6 意見交換のテーマ

市政全般に関することとする。ただし、以下に該当するテーマや内容のものは除く。

- (1) 一方的な要望や陳情に関するもの
- (2) 政治・宗教・営利を目的とするもの
- (3) 特定の個人または団体等に対する誹謗・中傷に関するもの
- (4) 市が係争中であるもの
- (5) その他、ミーティングの趣旨に沿わないもの

7 参加団体の募集・決定

- (1) 募集は市政だより、ホームページ等で行い、市長が抽選を行い、参加団体を決定する。
- (2) 参加希望団体は、はがきまたは「ティーミーティング申込書」に意見交換のテーマ等必要事項を記入し、郵送、FAX、メールまたは電子申請で広報広聴課宛てに申し込む。
- (3) 落選した団体は、申込開催分を除く向こう5回分のミーティングについて、抽選対象とする。
- (4) 当選した団体は、市からの当選連絡後、速やかに「ティーミーティング参加者名簿」を広報広聴課へ提出する。
- (5) 「ティーミーティング申込書」及び「ティーミーティング参加者名簿」については別に定める。

8 内容の公開

ミーティングで出された主な意見をホームページに掲載し、公開することとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。